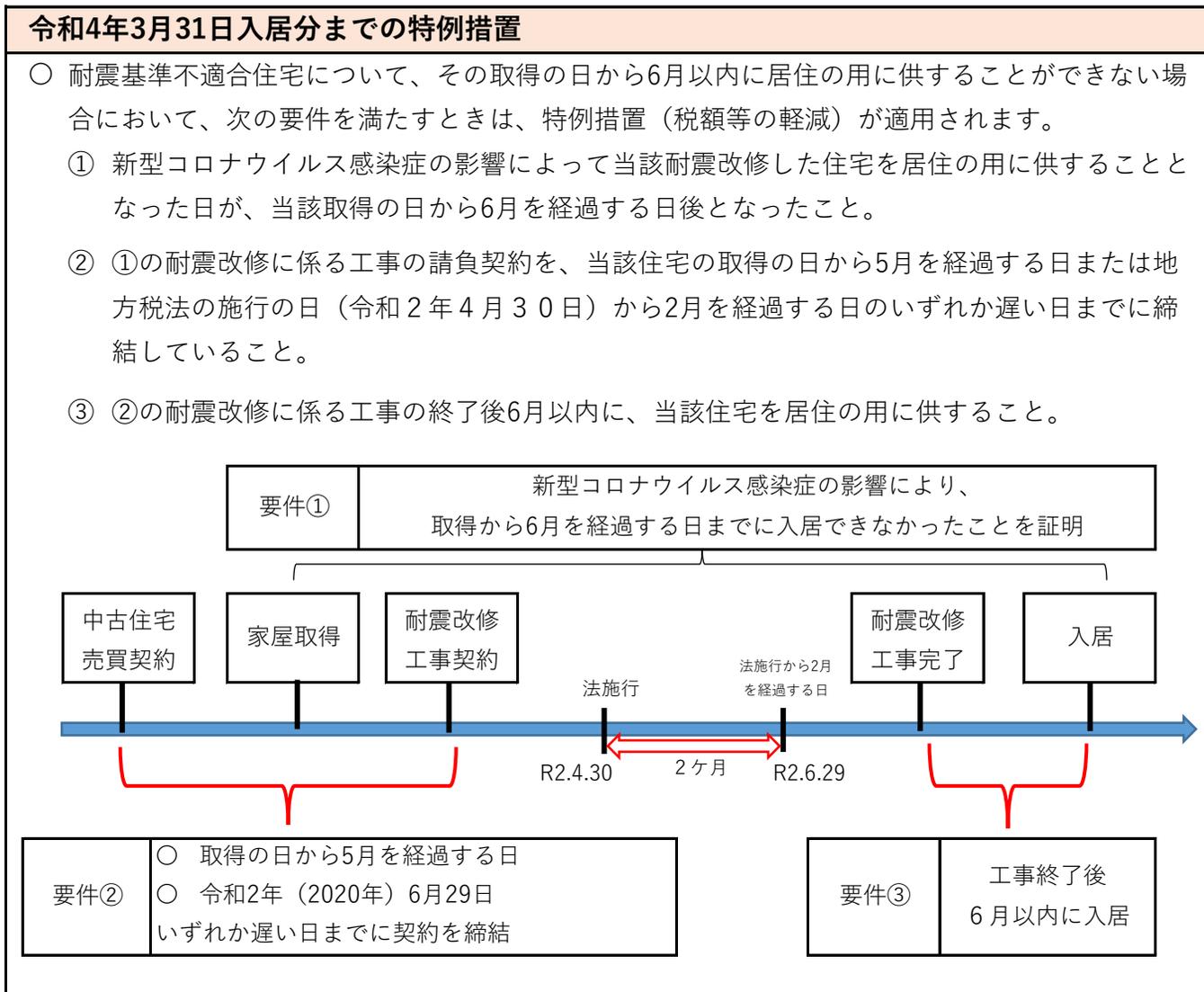
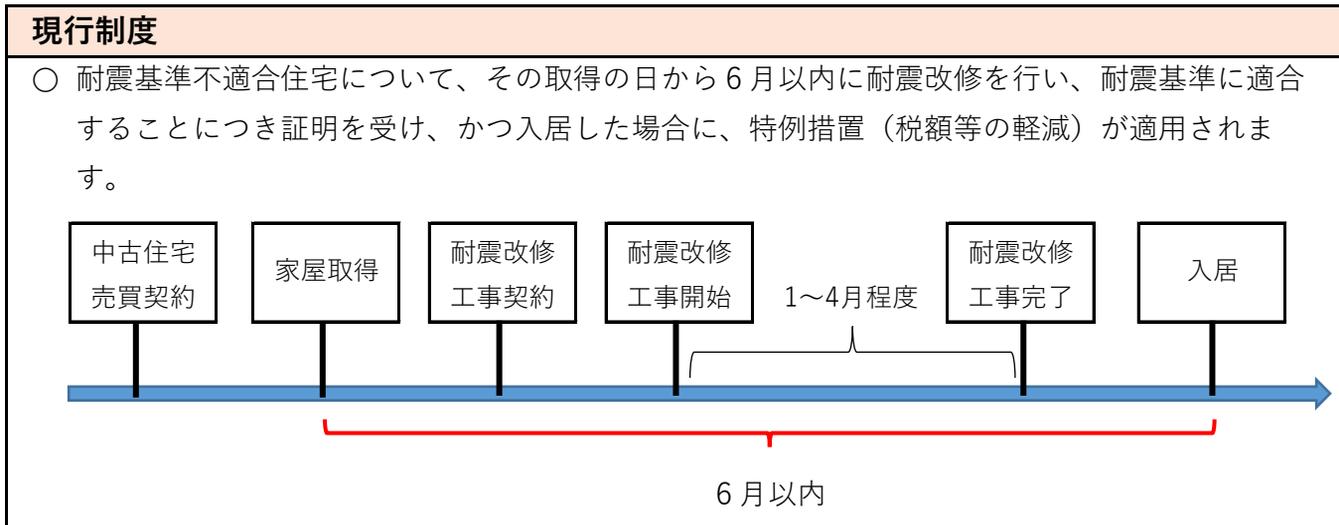


耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の 適用要件の弾力化について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の不動産取得税の特例措置を受けられるように、適用要件が弾力化されました。



この特例措置に関するお問い合わせ先は裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】

取得した不動産所在地	相談先	電話番号	所在地
熊本市、宇土市、 宇城市、下益城郡、 上益城郡	県央広域本部税務部 課税第二課	(096)333-3200 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6 丁目18-1
荒尾市、玉名市、 山鹿市、菊池市、 合志市、阿蘇市、 玉名郡、菊池郡、 阿蘇郡	県北広域本部総務部 課税課	(0968)25-4124	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
八代市、水俣市、 人吉市、八代郡、 葦北郡、球磨郡	県南広域本部総務部 課税課	(0965)33-3180	〒866-8555 八代市西片町1660
天草市、上天草市、 天草郡	天草広域本部総務部 税務課	(0969)22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町3530